

報告第5号

地方自治法第179条第1項の規定に基づき処分した平成24年度墨田
区一般会計補正予算の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成
24年11月7日、平成24年度墨田区一般会計補正予算（第4号）を次のとおり処
分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

なお、この案件は、都知事の退任に伴い、選挙の執行に要する経費を早急に予算措
置する必要が生じたため処分したものである。

平成24年11月27日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

報告第 5 号

平成 24 年度

墨田区一般会計補正予算

平成24年度 墨田区一般会計補正予算

平成24年度墨田区一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 92,994 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 106,466,394 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年11月7日専決

墨田区長 山崎 昇

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				(単位 千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 都 支 出 金		6,553,889	92,994	6,646,883
	3 都 委 託 金	689,359	92,994	782,353
歳 入 合 計		106,373,400	92,994	106,466,394

歳 出				
				(単位 千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		8,999,852	92,994	9,092,846
	3 選 挙 費	83,514	92,994	176,508
歳 出 合 計		106,373,400	92,994	106,466,394